

令和7年度 観光人材育成・確保促進事業 専門家派遣 実施要綱

1. 事業の目的

沖縄県内の経営課題を抱えている事業者に対し適する専門家を派遣し、課題の解決に取り組むことで、経営者の資質向上を図る。

2. 事業者数及び対象要件

以下の要件に該当する事業者：15社（予定）

(1) 観光関連の事業者であること、また観光に関連した業務に携わっている事

(2) 沖縄県内に事業所を有していること

(3) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されるもの

(4) 経営向上を目指す意欲があり経営者が積極的に取り組むこと（報告書の提出、支援終了後の調査等）

※原則中小企業・小規模事業者を優先とするが、該当しない企業規模の場合でも扱う相談内容や支援対象となる事業規模によっては派遣を行う場合がある。

※上記に該当しないと判断された場合は派遣を行わない、または中止することがある。

3. 支援内容

以下の分野について、申し込み後に実施するヒアリング内容から中小企業診断士の専門アドバイザーと協議の上、検討委員会の結果に基づき決定する。

(1) 経営理念

(2) 既存事業の見直し

(3) 財務課題

(4) 自律的な組織づくり・人づくり

(5) 販路拡大

(6) マーケティング

(7) その他、経営課題の解決に繋がると認められる分野

また検討委員会にて派遣が決定した後、選定された専門家と申込事業者、事務局にて事前に打ち合わせを行い、専門家は「支援計画書」を事務局に提出するものとする。

4. 派遣する専門家

上記の専門分野についてアドバイス可能な中小企業診断士、公認会計士、税理士、社労士、メンタルヘルス専門家、危機管理専門家、情報整理コーチング専門家、採用コンサルタント、組織コンサルタント等。

※専門家の選定にあたっては、広い分野で企業の希望に適した専門家の派遣ができるように、公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター(以下「ISCO」という。)、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)から構成される検討委員会を設け、企業に派遣するに適した専門家を決定する。

5. 派遣回数

申請に基づき実施の必要性や派遣の効果等を審査し、1社あたり4回程度派遣を行う。1回あたりの派遣時間は2時間程度を目安とする。

6. 報告書の提出

事業者及び担当専門家は毎支援終了後、1週間以内または派遣年度の2月末いずれか早い日までに専門家派遣実施報告書を特定のフォームより OCVB に提出するものとする。

7. 派遣内容の変更

事業者及び担当専門家は、次の各号に該当すると認められる場合、双方協議の上、速やかに「専門家派遣変更（中止）申請書」を OCVB に提出する事。

- (1) 支援等の回数を変更するとき
- (2) 支援等の内容を著しく変更するとき
- (3) 支援等を中止するとき

8. 支援期間 令和7年5月～令和8年2月末(予定)

9. 派遣料 無料

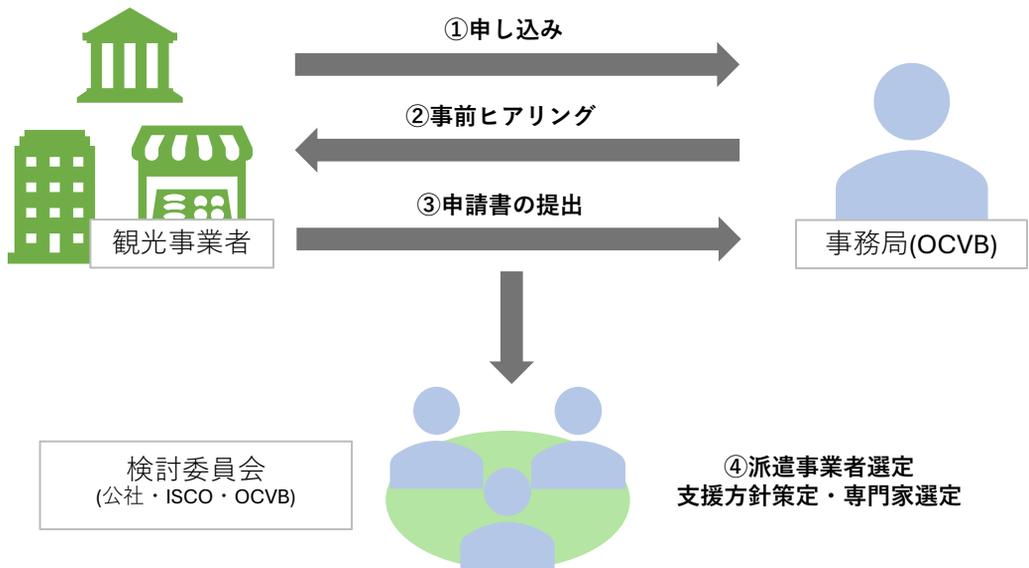
10. 応募期間及び応募方法

令和7年4月14日から定数に達し次第締め切り。下記の申込フォームより応募する。

11. スキーム 別添のとおり

専門家派遣スキーム

準備

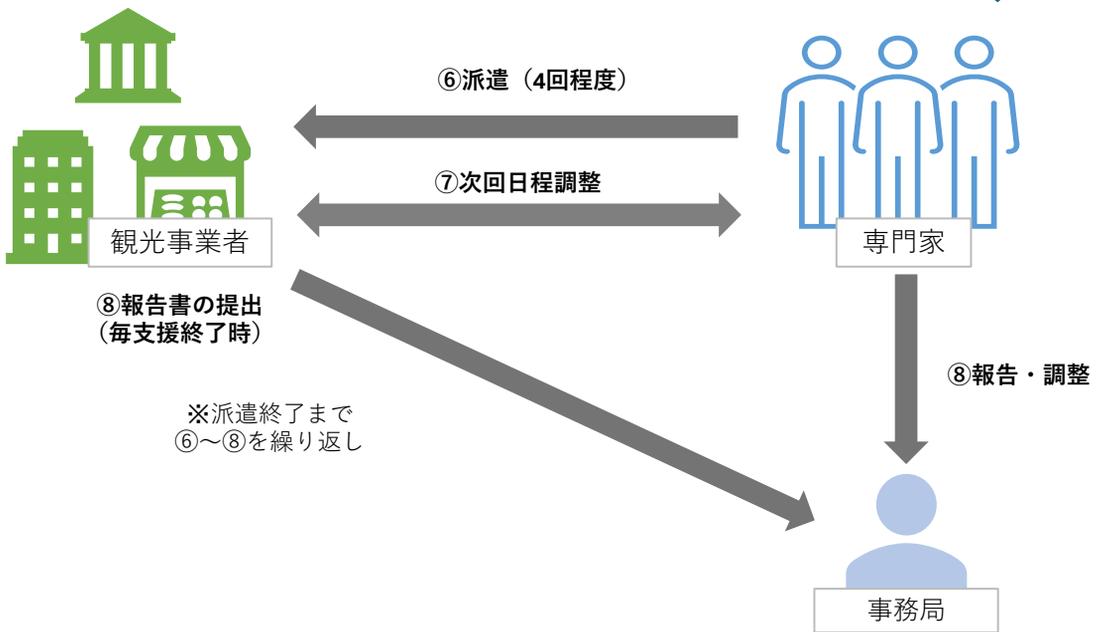


採択後

⑤事前打ち合わせ
(事業者・専門家・事務局)

- 専門家**
- ・社労士 ・税理士 ・公認会計士
 - ・メンタルヘルス
 - ・危機管理 ・情報整理コーチング
 - ・採用コンサルタント
 - ・組織コンサルタント ・その他

派遣実施



実施後

